

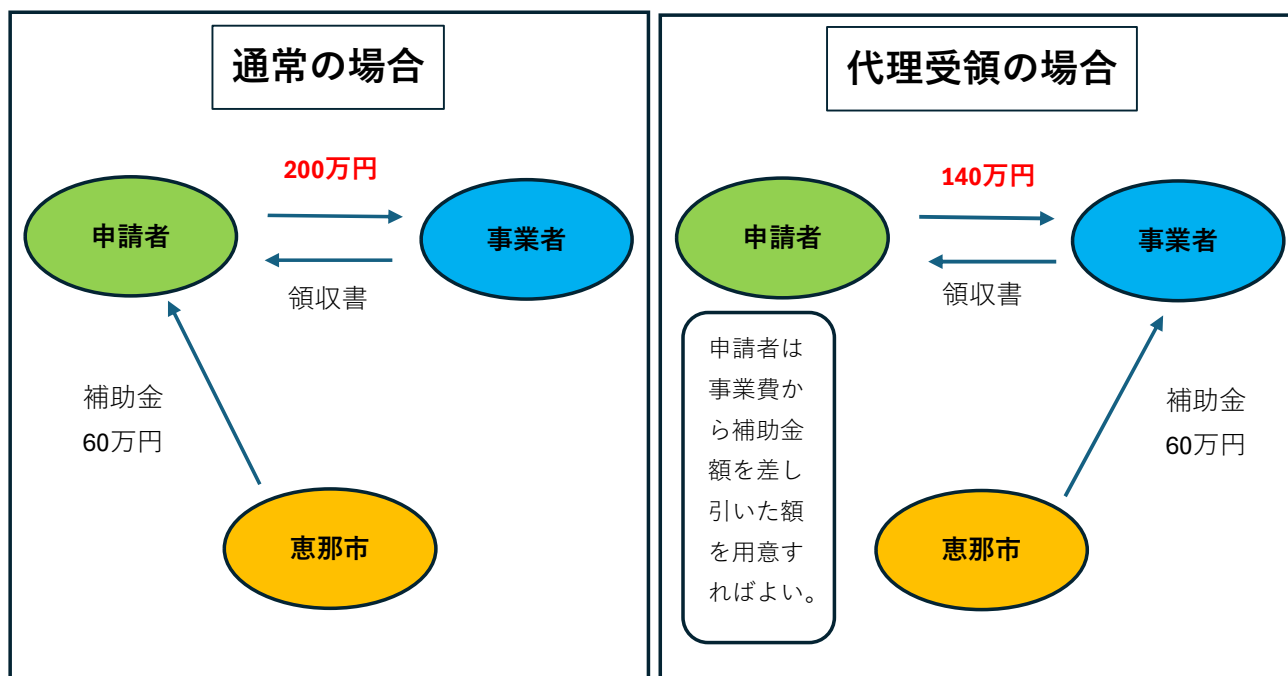
代理受領制度 が使えます

【代理受領制度とは】

・代理受領制度とは、申請者の同意に基づき、本来申請者に交付される補助金を、工事業者等が代わって受領できるようにする仕組みです。

行政は工事完了後、補助金額を工事事業者へ直接支払い、申請者は自己負担分のみを支払う。これにより、申請者は工事費用と補助金額の差額分のみ用意すればよくなり、負担軽減になります。

【例】事業費200万円で補助金額60万円の場合



【問合せ先・届出先】

恵那市役所建設部リニア都市計画局建築住宅課

TEL : 0573-26-6839 FAX : 057-25-8294

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

■ 対象事業

- ◇建築物耐震診断事業
- ◇木造住宅耐震改修工事
- ◇木造住宅除却工事
- ◇危険空家解体撤去支援事業
- ◇恵那市耐震シェルター整備事業
- ◇がけ地近接等危険住宅移転事業
- ◇アスベスト対策事業

■ 必要な書類

1. 恵那市補助金代理受領届出

- ①恵那市補助金代理受領届出書（様式第1号）

※実績報告書を提出する前までに恵那市補助金代理受領届出書を提出すること

2. 恵那市補助金代理受領に係る委任

- ①恵那市補助金代理受領に係る委任状（様式第6号）

3. 補助金請求

- ①恵那市補助金代理受領に係る補助金交付請求書（様式第7号）

■ 届出の流れ

